**平成２５年（フ）第９４号**
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901番地130
債務者　隈本千代子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高崎　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２５年（フ）第５４５０号**
大阪府枚方市長尾家具町５丁目13番８号
債務者　三田　良子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　裕
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第３２８号**
函館市北浜町10番36号
債務者　高木　英治
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第３５９号**
北海道茅部郡森町字三岱23番地62
債務者　佐藤　博美
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第３６５号**
埼玉県本庄市宮戸139番地４
債務者　金井　みか（旧姓牛木）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第５９号**
和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵250番地の１
平間第一団地２棟２－２－３号室
債務者　那須美津代（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２５年（フ）第１０６号**
青森県十和田市西二十一番町29番25号　レオパレス21　Ｐｕｒｅｚｚａ204号室
債務者　伊藤　洋教
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２５年（フ）第１０８号**
青森県十和田市大字三本木字西金崎141番地６、旧住所青森県十和田市大字三本木字西金崎48番地６　石川原考治方
債務者　高坂　信彦
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２５年（フ）第２５４号**
岡山県総社市中央４丁目19番地103
債務者　河原　正人
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２５年（フ）第２５７号**
岡山県総社市泉４番地91
債務者　山﨑つかさ
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２５年（フ）第４５０号**
大分市大字上宗方725番地の６
債務者　倉原　　研
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第２６６号**
茨城県土浦市下高津２丁目１番３－503号
県営ひばりアパート
債務者　神田　信子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第５３０号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目11番３号
コート・エスポワールⅠ101
債務者　門井　昌子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第５３９号**
埼玉県草加市八幡町1111番地１　マイライフ草加205号、旧住所埼玉県草加市青柳８丁目４番34号
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第５４８号**
埼玉県八潮市大字浮塚762番地１　パレスあすてりあ203号室、旧住所埼玉県八潮市大字浮塚762番地１　パレスあすてりあ505号室
債務者　萬　　瑛一
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第７０号**
三重県松阪市石津町59番地15ｆｏｒｙｏｕｎｇタロコｃｈａｎ206号室
債務者　浦田　佳織
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２５年（フ）第７６号**
三重県松阪市駅部田町597番地１　じゅねす有重２Ｄ
債務者　福山　　尚
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
津地方裁判所松阪支部